

令和6年度

第3回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第3回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4 議案第1号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	16件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	7件

6. 農業委員会事務局職員

次 長	秀谷 康久
副 主 幹	沼田 武
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第3号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>議案第1号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案第1号</p> <p>「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明いたします。</p> <p>本件は、令和5年3月9日付けの農林水産省経営局農地政策課長通知及び令和5年5月29日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等についての一部改正について」に基づき、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を作成し、これを公表するものです。</p> <p>主な項目について説明いたします。</p> <p>別紙様式5「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いいたします。</p> <p>「農業委員会の状況」につきましては、令和5年4月1日現在における市川市農業委員会の体制と農家、農地等の概要を纏めたものでございますが、令和5年度第1回市川市農業委員会定例総会でお諮りしましたものと同じ内容となります。</p> <p>続きまして、ページをめくっていただき、Ⅱ「最適化活動の実施状況」でございしますが、令和5年度における市川市農業委員会の活動等の実績及び点検・評価等の結果が示されております。</p> <p>まず、1「最適化活動の成果目標」でございしますが、(1)「農地の集積」の③「実績」につきましては、令和5年度の農地利用集積面積は214.46ヘクタールで、集積目標の102.56パーセントと目標を超える結果となりました。</p> <p>続きまして、(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、目標で定めた「緑区分の遊休農地の解消目標面積」の1.946ヘクタールとしてい</p>

	<p>たところ、解消した緑区分の遊休農地面積が実績において0.48ヘクタールとなり、目標を下回る結果となりました。</p> <p>なお、④「その他」で、令和5年度における緑区分の遊休農地面積は10.94ヘクタールとなりました。</p> <p>続きまして、ページをめくっていただき2「最適化活動の活動目標」(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選などの影響もあり、目標を下回る結果となりました。</p> <p>なお、(2)「活動強化月間の設定」でございますが、ほぼ目標どおりの活動実績となりました。</p> <p>続きまして、ページをめくっていただき、下欄にあります「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、先日、事務局に提出していただきました「令和5年度農業委員会活動実績報告等」を踏まえたものとなります。</p> <p>本総会にて承認が得られましたら、市川市公式Webサイトにて公表するとともに、一般社団法人千葉県農業会議、千葉県等へ報告いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議長	なし。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。
	お諮りいたします。
	議案第1号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり決定することに、ご異議
	ございませんか。
各委員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>審議に入る前に、議席7番の委員が「農業委員会等に関する法律」第31条に規定された「議事参与の制限」に該当いたしますので、本件の審議の間は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案第2号</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の3～4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和6年5月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は41平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、耕作地境界の齟齬解消を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>なお、現在申請地部分を譲受人が耕作しており、本申請で分筆して境界の齟齬を解消するものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p>

	<p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 5 番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席 5 番の委員。</p>
議席 5 番の委員	<p>現地調査は、令和 6 年 5 月 3 1 日に農地調査班第 3 班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後もそのまま、梨を作付けすることです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第 3 班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、耕作地境界の齟齬解消を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は 3 6 0 日であり、許可要件はすべて満たしております。</p>

	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により許可することと、決定いたします。 それでは、議席7番の委員の入室を求めます。 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、7件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、7件でございます。議案書の5～13ページをお願いいたします。</p>

(1) の申請受付日は、令和6年5月21日でございます。

申請地は堀之内で、地目は畑、面積は5.22平方メートル外1筆で、合計面積18.22平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては専用住宅1棟の建築を目的に使用貸借権の設定をするものでございます。

続きまして、

(2) の申請受付日は、令和6年5月21日でございます。

申請地は国分で、地目は畑、面積は354平方メートル外1筆で、合計面積789平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地4棟を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして、

(3) (4) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請受付日は、令和6年5月24日でございます。

申請地は柏井町で、地目は畑、面積は1,510平方メートル外2筆で、合計面積2,374平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地5棟を目的に所有権の移転をするものでございます。

続きまして、

(5) から (7) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請受付日は、令和6年5月24日でございます。

申請地は大町で、地目は畑、面積は39平方メートル外4筆で、合計面積1,186.88平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域で、農業振興地域ですが農用地ではありません。

申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地10棟を目的に所有権の移転をするものでございます。

<p>議 長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席5番の委員。</p>
<p>議席5番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、北総線北国分駅の南側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。</p> <p>雨水は宅地内で一時貯留させ、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、前面道路側溝へ排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、中国分小学校の東側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。</p> <p>雨水は宅地内で一時貯留させ、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、前</p>

面道路側溝へ排水します。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(3) (4) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、柏井公民館の北西側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。

雨水は宅地内で一時貯留させ、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、前面道路側溝へ排水します。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(5) から (7) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、北総線松飛台駅の南側、おおむね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にあることから第2種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。

雨水は宅地内で一時貯留させ、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、前面道路側溝へ排水します。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

<p>議 長</p>	<p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は市内在住の個人です。</p> <p>現在市内のアパートで暮らしており、子供が二人となって手狭であることから、母の所有地であり、駅からも近く利便性が高い申請地に自己用住宅を建築したいとして申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年7月20日に着工し、完了は令和6年12月20日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして、</p>

(2) の譲受人は、東京都杉並区に本店を置く不動産業を営む法人です。周辺には教育施設が近接しており、住環境に適していると判断したことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年7月15日に着工し、完了は令和6年12月28日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、

(3) (4) は関連しておりますので一括してご説明します。

譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

周辺は住宅が立ち並び、学校や病院が近いことから住宅用地に適しているとして、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年8月10日に着工し、完了は令和6年11月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

	<p>思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(5) から (7) は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は東京都江戸川区に本店を置く、不動産業を営む法人です。</p> <p>周辺は住宅地となっており、駅からも近いことから、住宅地として適地として、申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、令和6年12月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(3)(4)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(5)から(7)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(5)から(7)</p>

	<p>について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第3号（5）から（7）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。</p>
事務局次長	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p>
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p>
議 長	<p>議案第4号</p>
	<p>「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。</p>
	<p>議案書の15ページから16ページをお願いいたします。</p>
	<p>被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年4月30日付けで相続人である申請者から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付申請がありました。</p>
	<p>対象となる特例適用農地等は、北方3丁目の農地4筆で合計面積は1,870平方メートル、登記上の地目及び現況は「畑」でございます。</p>
	<p>なお、特例農地の相続開始日は令和5年10月24日でございます。</p>
議 長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席1番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は令和6年5月30日に調査班第1班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人、申請者で相続人である長男及び長男の妻の計3名で従事していました。</p> <p>特例適用農地については願出人が相続したうえで農業経営を引き継ぐとのことでした。</p> <p>特例適用農地の状況ですが、市川市東部公民館の近くに位置した畑4筆で、合計面積は1,870平方メートルです。</p> <p>耕作状況等について申請者から説明していただき、葱や小松菜などの葉物を中心に野菜を栽培していること、相続前後において適正に肥培管理されていることを確認しました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p>

	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第5号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。</p> <p>被相続人が死亡し、被相続人が所有していた生産緑地について、相続人である買取申出者から令和6年4月26日付けで生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が提出されました。</p> <p>国府台3丁目在住の被相続人が所有していた国府台3丁目、同4丁目、真間5丁目及び国分3丁目の生産緑地計5筆、合計面積が8,371平方メートルにつきまして、買取申出者の父が「農業の主たる従事者」であったことを令和6年5月30日の現地調査にて申請者、申請者代理人立ち会いのもと調査班第1班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員に確認していただきました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年5月30日に調査班第1班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>対象となる生産緑地は5筆あり、市立里見公園や国府台緑地の近くにある国府台3丁目の2筆、国府台4丁目の1筆、市立国府台公園スポーツセンターの東側に位置する真間5丁目の1筆、国分3丁目の1筆の計5筆で合計面積は8,371平方メートルとなります。</p> <p>ちなみに、主要作目は葱などの「野菜」となります。</p> <p>農業を経営、従事していた買取申出者の父が今年1月に亡くなられ、父と同居していた母は高齢で農業に携わることが困難なこと、買取申出者の妹2名はともに市外在住で農業に従事する意思が無いこと、買取申出者の父と同居していた妹は身体障がい者手帳を所持し、農業に携わることが困難であることから、農業経営を引き継ぐ方がおらず、本申請に至ったとのこと。</p> <p>亡くなられた買取申出者の父に係る農業従事日数は年間で250日であることを農家基本台帳にて確認し、台帳の記載された内容について相違ないことを申請者からも確認いたしました。</p> <p>これらのことから、亡くなられた買取申出者の父について、生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上となります。</p>

議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、16件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号 「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案書の23ページをお願いいたします。</p>

	<p>今回の報告は、令和6年5月2日から5月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、6件、15筆、3,029.63平方メートル、第5条の届出は、10件、14筆、4,123.34平方メートルで、第4条と第5条の合計は、16件、29筆、転用面積は、7,152.97平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては24ページから27ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、1件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年5月8日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は柏井町、面積は373平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年5月20日に農地調査班第3班の農業委員及び農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p>

<p>議長</p>	<p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、7件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の31～32ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年4月19日から5月16日に申請のあった7件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p>
<p>議長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

	ご協力ありがとうございました。
--	-----------------